

マリントラス・鹿児島

～“躍動と南のロマン”あふれる「みなと鹿児島」の創造～

鹿児島港本港区
ウォーターフロント
開発基本計画

【概要版】



鹿児島港ポータルネッサンス21
事業推進協議会

基本計画策定の目的

鹿児島本港区は、鹿児島港発祥の地として偉大な歴史・文化や桜島・錦江湾など世界に誇る自然景観を有している。

この基本計画は、その特性を最大限に活かしつつ、21世紀に向けた魅力ある南の拠点「みなと鹿児島」の創造を目指して、鹿児島港本港区の港湾機能の高度化を図るとともに生活者や観光客が楽しみ、憩える、快適で高質のウォーターフロントを創出するための基本的な方向を定めるものである。

第1章 開発の背景及び意義

1 開発の背景

●都市環境に対する社会的ニーズの変化

- ・港湾空間の高度利用
- ・アメニティ機能の創造
- ・地域活性化の核となる場づくり
- ・自然への回帰

●ウォーターフロントへの期待

- ・港湾機能と生活機能が調和し、生活者や観光客が楽しみ、憩える新しい港湾空間の創造

(2) 生活航路の拠点のみならず、海上交通の高速化、クルージング需要などを先取りした21世紀に向けた新たな海上交通の拠点となる。

(3) 鹿児島市の中央都市軸（中央駅～中央地区～本港区）が強化され、それが地域活性化の核となり、鹿児島市ひいては鹿児島県の発展を牽引する。

(4) 相対的に経済的な地盤沈下が進んでいる上町地区の活性化を促す。

(5) 東アジア諸国等との経済交流を高め、海外との交流の一翼を担う。

(6) 基盤整備等に伴う直接的な経済効果のみならず雇用促進などの間接的効果を及ぼす。

2 開発の意義

(1) 鹿児島県におけるウォーターフロント開発の先導的役割を担っている。

第2章 開発の基本方針及びコンセプト

1 開発の基本方針

- ① 豊かな自然景観と調和し、歴史・文化を活かした個性あるウォーターフロントを創造する。
- ② 水辺の開放感や賑わい性のあるアメニティ豊かなウォーターフロントを創造する。
- ③ 21世紀に向けた生活航路や新たな海洋性レクリエーションニーズ等に対応した港湾機能の高度化を図る。
- ④ 上町地区を含めた地域の活性化を促す。
- ⑤ 東アジア諸国等との交流を活性化するための高質な都市機能の形成を図る。

2 開発のコンセプト

開発の基本方針及び鹿児島島の立地特性（①豊かな自然②偉大な歴史・文化③南国の風土④活気のある街）から次のとおりとする。

“躍動と南のロマン”あふれる「みなと鹿児島」の創造

3 ネーミング

本開発のイメージを人々に印象づけ、親しみやすさを形成するため、次のとおりとする。

「マリンテラス・鹿児島」

第3章 導入機能及び導入施設

1 導入機能及び施設

導入すべき機能及び導入が考えられる施設は次のとおりであるが、今後の経済社会情勢の変化に柔軟に対応し、

また、土地の有効利用を図る観点から、施設の建設が具体化するまでの間は、緑地などオープンスペースとして活用する。

導入機能	考えられる導入施設
交通機能	南・北ふ頭旅客ターミナルビル、桜島フェリーターミナルビル、高速船ターミナルビル
業務・交易機能	複合ビル、展示場、貨物上屋
商業機能	商業施設（フェスティバルマーケット）、複合ビル
余暇機能	緑地、マリナー、ホテル
サービス機能	ホテル、複合ビル
文化・交流機能	緑地、水族館、情報文化施設

2 施設の整備内容

(1) 公共により整備する施設

- 旅客ターミナルビル
- 貨物上屋
- 緑地
- 水族館
- 公共駐車場

(2) 今後事業主体等を含めて検討を要する施設

① ホテル

- ・桜島や錦江湾への眺望を活かし、南国にふさわしく、背後の都市景観と調和した施設として整備する。
- ・事業主体：民間 or 第三セクター

② 複合ビル

- ・商業・サービス機能及びオフィス機能をもつ複合ビルとして整備する。
- ・事業主体：民間 or 第三セクター

③ 展示場

- ・見本市・展示会等の需要に応え、アジア諸国等との交流拠点としての機能の一端を担う施設として整備する。
- ・事業主体：民間 or 第三セクター

④ 商業施設（フェスティバルマーケット）

- ・地域の賑わいの拠点として、飲食、物販及びアミューズメント施設を一体的に整備する。
- ・事業主体：民間 or 第三セクター

⑤ 情報文化施設

- ・文化活動の拠点、メディアコミュニケーションの空間の提供、地域情報の発信ができるような施設を整備する。
- ・事業主体：民間等

⑥ マリナー

- ・安全・快適で利便性の高い施設として整備するとともに、海洋性レクリエーションの空間を提供する。
- ・事業主体：公共 or 第三セクター or 民間

⑦ 共通駐車場・駐輪場

- ・一般利用者を対象とした駐車場（駐輪場）を整備する。
- ・分散配置し、最低1,000台規模を確保する。
- ・事業主体：公共 or 第三セクター

⑧ その他考えられる施設

- ・特産品等展示販売施設
- ・飲食物販等の仮設的販売施設
- ・その他開発コンセプトに適する施設



第4章 ゾーン別整備方針及び施設配置

ゾーン区分	整備方針	施設配置
北ふ頭ゾーン	奄美・沖縄向けの定期航路の発着場として整備する。	北ふ頭旅客ターミナルビル,貨物上屋 緑地,公共駐車場
南ふ頭ゾーン	種子島・屋久島,三島・十島向けの定期航路の発着場として整備する。	南ふ頭旅客ターミナルビル,貨物上屋 公共駐車場
水路沿いゾーン	親水性の高い憩いの空間づくりを行う。	桜島フェリーターミナルビル,緑地,水族館 駐車場
中央緑地ゾーン	イベント等が開催できる憩いの空間づくりを行う。	緑地
中央ゾーン	商業・サービス・文化活動拠点として,憩いと賑わいの空間づくりを行う。	ホテル,複合ビル,共通駐車場 駐輪場,商業施設,情報文化施設
マリーナゾーン	海洋性のレクリエーション基地として,整備する。	緑地,マリーナ,駐車場
小川ふ頭ゾーン	離島向けの不定期貨物船の発着場として整備する。	貨物上屋
南ゾーン	種子島・屋久島への高速船や湾内の海上バス等の発着場を整備するとともに,交易・業務等のための空間づくりを行う。	高速船ターミナルビル,展示場 共通駐車場,駐輪場
本港区線隣接ゾーン	他ゾーンの開発と連携した街づくりを促進する。	商業施設,駐車場等

ゾーン区分及び施設配置



第5章 基盤整備

1 整備方針

- (1) 人と車の分離
- (2) 回遊性の確保
- (3) 都市環境の保全
- (4) 障害者・高齢者等への配慮
- (5) 防災対策

2 整備計画

- (1) 埋立
 - (2) 係留施設
 - (3) 開発地域内の道路
 - (4) 歩行者動線の確保
- 約35haを埋立により確保する。
北,南,桜島フェリーターミナル,小川,高速船,マリーナの各ふ頭を整備する。
「本港区線」をはじめとする臨港道路等を整備する。
スカイデッキを導入するとともに,歩行者用横断デッキ等の導入を検討する。
- (5) 公共交通機関
 - (6) 電気通信施設
 - (7) 上下水道施設
 - (8) ガス施設
 - (9) 地域冷暖房施設
- 路線バスを導入する。
共同溝方式により整備する。
排水方式は分流式とする。
ガス管は地下埋設とする。
地域冷暖房システムの導入を検討する。

第6章 景観形成

1 整備方針

- (1) 個性の演出
- (2) 開放的な雰囲気醸成
- (3) 海洋文化と歴史性の活用
- (4) 潤いのある空間の創造
- (5) 整然性と界索性・賑わい性の共存
- (6) 南国情緒の演出

2 整備内容

(1) ハード面の整備

- ① 植栽
 - ・火山灰に強く,耐潮性のある樹種を基本とし,亜熱帯植物を効果的に配置する。
- ② 歩行者動線
 - ・眺望の確保,界索性,賑わい性の演出を基本とする。
 - ・歩道はレンガ・自然石等の素材を使用し,石造りの薩摩文化と歴史性を演出する。
- ③ 建築物
 - ・鹿児島島の自然と風土を象徴した景観形成テーマ「海と緑と火」に

- 基づいたデザインとし,色彩はパステルカラーを統一基調とする。
- ・高さは城山から眺望を妨げない範囲(おおよそ45~55m以内)にとどめる。
- ④ みなとの景観
 - ・船やヨットの出入りが,丘・山・建物等から眺望できるような街づくりとする。
 - ・南方貿易文化・離島文化の香り漂う景観を演出する。
- ⑤ 夜間照明
 - ・ウインドウショッピングが楽しめるような照明時間を考慮する。
- ⑥ ストリートファニチュア等
 - ・海辺を意識させるモニュメントやストリートファニチュア等を設ける。
- ⑦ 親水施設
 - ・水路や噴水を設け,水に親しむ機会を増やす。



(2) ソフト面の整備

良好な景観づくりのため,次のような具体的方策を実施する。

- ① 各種規制の設定
- ② 景観形成・保全の推進体制づくり

第7章 開発事業方式

1 基本方針

第2章の開発方針及びコンセプトに基づき、港湾機能の高度化とアメニティ豊かなウォーターフロント空間を創出するため、民間のノウハウを積極的に活用し、公共・民間が相互に連携しながら、円滑な事業推進を図る。

2 事業方式

調和のとれた一体的な街づくりを行うため、導入施設の目的・性格に応じ、公共、民間（第三セクター等を含む。）が、それぞれの役割を分担し、事業に取り組む。

なお、中央ゾーンについては、単独又は連合の事業体による一体的な開発が行えるよう検討する。

3 管理システム

本開発を推進するにあたっては、開発コンセプトを長期に

わたり実現・維持するため、開発地域全体の管理システムとして立地企業や関係機関等の相互協力による協議会等の管理組織の設置を検討する。

4 土地利用

土地の利用については、開発地域全体の管理の実効性を担保し、かつ将来の時代の変化に伴う新たな展開へ柔軟に対応することを基本として、導入施設の性格、機能、形態によって、賃貸方式、分譲方式を検討する。

5 開発の誘導方策

背後地域（本港区線隣接ゾーン）の開発について、関係者との協議を行うとともに、用途地域等の見直しについても、今後、関係機関と協議・調整を行う。

第8章 事業スケジュール

施設の整備スケジュール

施設の整備にあたっては、経済社会情勢や土地造成の進捗に合わせ、次のとおり段階的に進める。

時 期	施 設	等
第Ⅰ期（H3～5年度）	北ふ頭旅客ターミナルビル、貨物上屋（北ふ頭）、ボードウォークなど	
第Ⅱ期（H6～8年度）	水族館、桜島フェリーターミナルビル	
第Ⅲ期（H8～10年度）	南ふ頭旅客ターミナルビル、貨物上屋（南ふ頭）、高速船ターミナルビル、マリーナ施設、中央緑地など	
第Ⅳ期（H9年度以降）	ホテル、複合ビル、商業施設など 南ゾーンのうち既埋立地である住吉地区及び本港区線隣接ゾーンの再開発	



マリントラ



ス・鹿児島



【鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画】
 平成3年6月に、県、鹿児島市及び鹿児島商工会議所の三者による「鹿児島港ポータルネッソンス21事業推進協議会」が設立され、平成7年3月、同協議会により「鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画」が決定されました。

■北ふ頭ゾーン



北ふ頭旅客ターミナル
 (平成5年12月供用)

■水路沿いゾーン



いおワールドかごしま水族館
 (平成9年5月開館)



重要文化財「鹿児島旧港施設」
 (一丁台築、新波止、速断防波壁)



桜島フェリーターミナル
 (平成10年4月供用)

■南ふ頭

南ふ頭旅客ターミナル
 (平成14年9月供用)
 としま旅客待合所、みしま旅客待合所
 (平成13年4月供用)

■南ゾーン



種子・屋久高速船旅客ターミナル
 (平成19年4月供用)

■中央緑地ゾーン



南風(はえ)の泉
 (ウォーターフロントパーク)

■中央緑地



ウォーターフロントパーク
 (平成14年10月供用)

■中央ゾーン



複合商業施設「ドルフィンポート」
 (平成17年4月オープン)

NHK 鹿児島新放送会館
 (平成18年12月開館)

事業の経過

昭和57年	6月	鹿児島港湾岸計画の改訂 (本港区再開発と鹿児島臨港集約を位置付け)
昭和61年	11月	小川心儀理立事に着工
平成3年	6月	鹿児島港ポータルネッソンス21事業推進協議会発足
平成4年	7月	北ふ頭埋立成功
平成5年	6月	鹿児島港湾岸計画の改訂
平成5年	12月	北ふ頭旅客ターミナル供用開始
平成7年	3月	鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画の策定
平成9年	5月	いおワールド かごしま水族館 オープン
平成9年	6月	南ふ頭埋立成功
平成10年	4月	桜島フェリーターミナル供用開始
平成13年	4月	みしまとしま旅客待合所供用開始
平成14年	9月	南ふ頭旅客ターミナル供用開始
平成14年	10月	中央緑地(ウォーターフロントパーク)供用開始
平成17年	4月	「ドルフィンポート」オープン(A街区暫定開業)
平成18年	4月	湾岸交番開設
平成18年	12月	「NHK鹿児島新放送会館」オープン
平成19年	4月	種子・屋久高速船旅客ターミナル供用開始